

# 身体拘束等の適正化のための指針

合同会社PAL

円山キッズステーションPAL

円山ジュニアスクールPAL

円山アートスタジオPAL

身体拘束は、利用児童の活動の自由を制限するものであり、利用児童の尊厳ある生活を阻むものです。当法人の事業所では、利用児童の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、就業者一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない適切な療育の実施に努めます。

## 重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、利用児童およびその他の利用児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

## 身体拘束および行動制限について

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育を提供する事が原則です。例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

1. 切迫性  
生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高い場合
2. 非代替性  
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
3. 一時性  
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要

## 1. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束廃止と人権を尊重した質の高いサービスの提供をする為、全ての職員を対象に研修を実施します。

1. 定期的な教育・研修(毎年11月)の実施
2. 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
3. その他必要な教育・研修の実施
4. 札幌市が実施する研修会等への参加

## 2. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人または他の児童の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該児童の保護者と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができかどうか協議する。上記三要件を満たし、かつ、身体拘束以外の対策が困難な場合は、さらに、拘束による利用児童の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて再検討し、その上で身体拘束を行うと判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

### (2) 利用児童と保護者に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に保護者と締結した内容と利用児童の状態などを確認し、保護者に説明および同意を得た上で実施する。

### (3) 記録

専用の記録様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得ない理由などを記録し、職員と共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

### (4) 拘束の解除

身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、保護者に報告する。

## 3. 身体的拘束適正化に向けた各職種の責務及び役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

## 4. その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体的拘束等を行わないサービス提供の実施に向けて、職員全体で以下の点について十分議論し、共通認識をもつ必要がある。

- (1) 他の利用児童への影響を考慮して、安易に身体的拘束を実施していないか
- (2) 本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束を必要と判断しているか(別の対策や手段はないのか)

- (3) 保護者と十分に話し合いをしているか
- (4) 医療機関を含む他機関へ意見を求めたか

#### 5. 指針の閲覧について

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児童および保護者が閲覧できるように施設への掲示とホームページへ掲載します。

令和4年11月1日